

第 1 1 回 議会 運営 委員会

と き 平成 2 8 年 3 月 8 日 (火)

午後 1 時 3 0 分

ところ 第 2 委員会室

付議事項

1 議会基本条例の検証について

2 その他

議会基本条例自己評価シート

達成度	
A：達成した。 B：ある程度達成した。	C：まだまだ不十分である。 D：取り組んでいない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

・ 議会は、条例の目的を果たしているか。							
A	1	B	10	C	7	D	0

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。
- (5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

・ 議会は、上記の原則に基づき活動しているか。							
A	1	B	8	C	9	D	0

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の

福祉の向上を目指して活動すること。

・議員は、上記の原則に基づき活動しているか。							
A	4	B	6	C	8	D	0

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。

・会派は、政策集団として上記の目的を果たしているか。							
A	4	B	8	C	4	D	0

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。

・議会は、本会議のほか委員会等を原則公開しているか。							
A	8	B	8	C	2	D	0

(自由討議の保障)

第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。

・議会は、議員相互間の自由討議を中心に運営し、結論を出す場合、論議を尽くして合意形成に努めているか。							
A	4	B	5	C	9	D	0

(議決事件の追加)

第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。

・議会は、議決事件を積極的に追加しているか。							
A	0	B	15	C	2	D	1

(議案及び関連資料の公開)

第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は、積極的に公開します。

・議会は、議案及び関連資料を積極的に公開しているか。							
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--

A	11	B	7	C	0	D	0
---	----	---	---	---	---	---	---

(政策討論会の開催)

第9条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。

2 政策討論会に関することは、別に定めます。

・ 議会は、上記の目的を達成するため政策討論会を開催しているか。							
A	4	B	7	C	7	D	0

(行政運営の検証)

第10条 議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関（以下「市長等」といいます。）が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。

3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。

・ 議会は、決算審査に当たって議会の評価を行っているか。							
A	1	B	16	C	1	D	0

第3章 本会議における基本原則

(一般質問)

第11条 議員は、一般質問を行う権利を有します。

2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければなりません。

3 一般質問における論点と回答は、これを公開します。

・ 議員は、条文の趣旨に沿って一般質問を行っているか。							
A	7	B	3	C	8	D	0

(反問権)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。

・ 市長等は、条文の趣旨に沿って反問権を行使しているか。							
A	1	B	5	C	10	D	1

(議案等に対する質疑)

第13条 議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものととどめます。

・議案に対する質疑は、あくまで総括大綱的な内容にとどめているか。							
A	1	B	5	C	12	D	0

(委員長報告に対する質疑)

第14条 委員長報告に対する質疑は、委員長に対し疑義をたずために行います。

2 修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑をすることができます。

3 委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。

・委員長報告に対する質疑は、疑義をたずために行っているか。							
A	2	B	7	C	9	D	0

(委員長報告)

第15条 委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。

2 委員長報告概要は、議場に配布します。

・委員長報告は、概要等を明らかにし、詳細に要領よく行われているか。							
A	8	B	10	C	0	D	0

(賛否の公開)

第16条 議案等における賛否は、これを原則公開します。

・議案等における賛否は原則公開しているか。							
A	17	B	1	C	0	D	0

第4章 委員会における基本原則

(委員会の運営)

第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。

・委員会は、所管事務調査を機動的に実施し、専門性と特性を生かして、その機能を十分発揮しているか。							
A	4	B	10	C	4	D	0

(審議における論点情報の形成)

第18条 委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

・委員会は、議会審議における論点情報を形成し、提案者に対して上記の事項を明らかにするよう求めているか。

A	1	B	5	C	10	D	2
---	---	---	---	---	----	---	---

第5章 市民と共に行動する議会

(市民懇談会の実施)

第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。

2 市民懇談会に関することは、別に定めます。

・議会は、上記の目的を達成するために市民懇談会を実施しているか。

A	5	B	9	C	3	D	1
---	---	---	---	---	---	---	---

(請願者及び陳情者の意見陳述)

第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

・議会は、請願等の審議において提案者の意見を聴く機会を設けているか。

A	9	B	8	C	1	D	0
---	---	---	---	---	---	---	---

(公聴会及び参考人制度の活用)

第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。

・議会は、参考人制度及び公聴会制度活用しているか。

A	1	B	4	C	10	D	3
---	---	---	---	---	----	---	---

(附属機関の設置)

第22条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条

例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。

・ 議会は、必要があると認めるときは、附属機関を設置しているか。							
A	1	B	2	C	5	D	10

(意見箱の設置)

第23条 議会は、広く市民の声を聴くために意見箱を設置します。

・ 議会は、広く市民の声を聴くために意見箱を設置しているか。							
A	0	B	0	C	5	D	13

第6章 説明責任を果たす議会

(議会報告会の実施)

第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。

2 議会報告会に関することは、別に定めます。

・ 議会は、説明責任を果たすため、議会報告会を年2回以上行っているか。							
A	15	B	3	C	0	D	0

(市議会出前講座の実施)

第25条 議会は、市民からの要請に応じてその有する情報を提供するため、市議会出前講座を行います。

2 出前講座に関することは、別に定めます。

・ 議会は、市民からの要請に応じて、市議会出前講座を行っているか。							
A	2	B	2	C	6	D	8

(情報の公開)

第26条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

- (1) 本会議会議録
- (2) 委員会記録
- (3) 委員会報告書
- (4) 視察報告書
- (5) 議長交際費
- (6) 政務活動費
- (7) 議会スケジュール
- (8) その他議長が必要と認めたもの

・ 議会は、上記の各号に掲げる事項について公開しているか。							
A	11	B	7	C	0	D	0

(議会広報の充実)

第27条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

・ 議会は、分かりやすい情報を提供し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めているか。

A	2	B	9	C	7	D	0
---	---	---	---	---	---	---	---

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

(政治倫理)

第28条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。

・ 議員は、市民の代表者として倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めているか。

A	4	B	6	C	8	D	0
---	---	---	---	---	---	---	---

(議員定数)

第29条 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとします。

・ 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、様々な要素を考慮の上、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしているか。

A	2	B	7	C	4	D	5
---	---	---	---	---	---	---	---

(議員報酬)

第30条 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

・ 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしているか。

A	1	B	1	C	7	D	9
---	---	---	---	---	---	---	---

(政務活動費)

第31条 委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第13号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。

・委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしているか。							
A	0	B	3	C	6	D	9
・会派の代表者及び会派に属さない議員が政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿等を整理し、その使途の透明性を確保しているか。							
A	12	B	3	C	3	D	0

第8章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局)

第32条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。

・議長は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図っているか。							
A	3	B	10	C	5	D	0

(議会図書室)

第33条 議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実を努め、市民もこれを利用できます。

・議長は、議会図書室を適正に管理運営し、その図書、資料等の充実を努めているか。							
A	1	B	3	C	9	D	5

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第34条 この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。

・市議会に関する他の条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しているか。							
A	6	B	6	C	2	D	4

(条例の見直し等)

第35条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講じます。

3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。

・議会は、基本条例の目的が達成されているか否かを2年ごとに検証し、改選後速やかに基本条例の研修を行っているか。

A	1	B	5	C	9	D	3
---	---	---	---	---	---	---	---

【自由記述欄】

(目的) 第1条

- * 目的は明確化してきたが、議員がこの目的について理解をしているかという観点から言えば、理解が進んでいない。

第2章全般

- * この章は、議会と議員の目指す方向について規定しているが、このことが全議員に徹底できていないと感じざるを得ない。

(議会の活動原則) 第2条

- * 議会として市民から信頼される、市民の関心を高める、市民の視線などを意識にとらわれている。
議会は言論の府である。議員個々の資質を高め、常に公平、公正な姿勢で市民・地域に関わる。
- * 市民の多様な意見を把握することは難しい。議員個人の意見となっている。市政全体をみた議論は尽くされているのだろうか。
- * (1) 公正及び透明性の実質は、議会と議員の「活動原則」でなければならないはずだが、未だに全員協議会や会派代表者会議(あまり開かれてはいないが)などが「正規の機関」としての議論にならないのは何故か。
- * (2) 議案質疑、所管事務調査を含めて、この市民の多様な意見の把握、調査がほとんど行われていない。
- * (2) 特に意見把握の方法、市民参加の機会の拡充について具体的な方法等の議論が必要だ。
- * (4) 「市民の視点」での現市政の監視・評価が特に要請される。特に平成28年度予算は今後の市民生活や市の財政運営にどのような影響を及ぼすのか、市議会としての力量と能力が問われている。
- * (4) 二元代表制の議会の一員として、与党・野党的な立場を超えて「市民の視点」での監視と評価が必要。
- * (5) 市政や議会に対して「市民の関心」がどこにあるのか議員の側にその理解がなければならない。
- * (5) 議案審査に臨む議員の姿勢として、議案内容の理解を深める質疑や市民生活への影響など、やはり「市民の視点」が議員個々の立場として必要となる。
- * (1) 全員協議会が公開されていない。非公開の必要性があれば「秘密会」にすべきである。
- * (2) 市民の多様な意見の把握や調査がほとんどなされていない。
- * (3) 政策立案におけるサイクルが必要。

- * (1) 市民に開かれた議会については、一定の前進はあるものの、本格的にはこれからと言わざるを得ない。政策立案、提言についても市民要求との観点からはまだ距離を感じる。

(議員の活動原則) 第3条

- * 議長・副議長の任期4年について現状に意見しているわけではない。今後、重責である正副議長が必ずしも適任者であるかの評価、判断できるには2年が妥当。
- * (1) 二元代表制の一翼を担うための「議長・副議長の4年任期」は、各会派等の意見が活性化される議会の主旨からも適切とは思えない。従前の2年制であっても継続任用が妥当と議員が判断すれば継任される事になる。
- * 議員としての資質向上が求められているが、いささか不十分さがあり、さらなる努力が必要。

(会派) 第4条

- * 政策集団となっているのか。

(会議の公開) 第5条

- * 全員協議会も原則公開すべきである。
- * 市民の代表としての議会の中に、市民に「秘密の場」があってはならない。この「委員会等」には当然、この全員協議会などが含まれていると理解できるが、何故かほとんどの議員が現状を追認している。
- * 全員協議会のあり方を検討し、公開に。
- * 委員会の公開をうたっているが、全員協議会や委員会協議会が存在し市民を入れないことがまかり通っている。

(自由討議の保障) 第6条

- * 重要政策について委員会の自由討議があっても、議会全体での討議を望む。
- * 質疑が中心で、討議が中心になっていない。

(議案及び関連資料の公開) 第8条

- * 予算書、決算書など分厚いものは、有料も検討を。

(行政運営の検証) 第10条

- * 行政運営の検証では、事業評価が一定の定着を見せているが、全議員による事業評価とはなっておらず、決算委員会所属議員以外との差がある。

(一般質問) 第11条

- * 自分の一般質問がベストだと勘違いしている議員が少なくない。外部から講師を招いて一般質問の意義を再確認する必要がある。
- * 山陽小野田市議会の一般質問の重大な弱点を、この条項に照らして明らかにしなければならない。
 - (1) 現状は市長が答弁に立たず、答弁を参与に委任しているため、最初の答弁が作文の朗読会で、その後は議員と参与との議論となり、一般質問が「市長の政治姿勢を明らかにし、政治責任を明確にする」議論にならない。一般質問を議会自らが貶めている。
 - (2) 本来は市長自身の政治姿勢が問われるはずの場が、一般質問の議論が議案質疑や要望事項のような細かな議論に矮小化されることになってしまう。自分の部下と議員との議論を聞いて、時として市長が「裁判官」のように「判定」を下す場となる。

本来の一般質問に立ち返り、議会の権威を取り戻す必要がある。
- * 「議会だより」において、一問一答のみの掲載の現状は、公開の制限をしていることになる。一般質問の全文を整理して掲載する必要がある。
- * お伺いが依然多いように思う。
- * 一般質問では、市長との丁々発止が想定されていたが、いまだに担当課とのやり取りにしか過ぎない質問が見受けられ、議員の努力不足がある。

(議案等に対する質疑) 第13条

- * 議案質疑では、これをおこなう議員が限られており全議員の取り組みとはなっていない。

その結果、議論した中味が議会全体のものになっていない。

(委員長報告) 第15条

- * 条例どおりにおこなわれている。

(賛否の公開) 第16条

- * 条例どおりにおこなわれている。

(委員会の運営) 第17条

- * 委員会での所管事務調査のあり方が問われている。

確かに以前よりは委員会の専門性を生かした所管事務調査が行われているが、それが調査の結果、執行部に政策変更を迫るような調査と議論になっている

か。

- * 委員会の運営では、閉会中審査を含め専門性を深める努力は一定程度成されてきた。

(審議における論点情報の形成) 第18条

- * 「論点情報の形成」は今後の大きな課題。
このような論点情報をもとにした委員会審査を今後どう進めるのか、意識的な合意形成が必要となる。
- * 論点情報の形成では、6項目にわたってそのめざすべきものが列挙されているが、執行側にこのことが求められていないし、議員側も質疑で明らかにする姿勢が少ない。

(市民懇談会の実施) 第19条

- * 市民懇談会が、実施されていないのは、市民からの要望もなく、その必要性(意義)が両者からも感じられていないと判断される。意義ある活動を再検討すべきである。
- * 市民懇談会は一定開催されてきたが、まだ広く行き渡っているとは言えない。

(請願者及び陳情者の意見陳情) 第20条

- * 請願はそれなりに進められているが、陳情と取扱いが弱いように思う。

(公聴会及び参考人制度の活用) 第21条

- * 公聴会は、これまで実施されたことがない。

(附属機関の設置) 第22条

- * 当面、議員定数や議員報酬・政務活動費などに関して、附属機関の設置が検討されているが、しかし今後の重要議案などの審査にあたっては、このような附属機関の設置を考えて行く必要がある。
- * 附属機関についても設置していない。

(意見箱の設置) 第23条

- * 実績が全くないものについて条例に盛り込むべきかどうかも含めて再検討すべきである。
- * 本条例が設置されて、本条についての審議(設置に向けての検討等)が放置されている。自ら制定しながら放置していることを猛省すべき。
条例にない「議会モニター制度」は疑問である。

- *市民の声を聴く方法は他にもあり、行政への意見と紛らわしくなりはしないか。また、回収の時期、方法等のこともあり、削除してもよいのではないか。

(議会報告会の実施) 第24条

- *市民に開かれた議会を目指すことは大切だが、現行では市民は求めている。市広報や議会だより、ホームページ等でその目的は果たしている。
- *参加人数の減少に歯止めがかからない。回数を減らしたり、場所を変えたりすれば解決する問題ではない。広報広聴委員会だけでなく、全議員が危機意識を高めるべきである。
- *議会報告会は、年4回6会場で実施してきたが、参加の市民が少なく、早急に現状を再検討し市民の多くが期待するやり方を見つけ出す必要があると考える。闇雲に回数を重ねるだけでは、意味を成さない。
- *内容はとりあえず、2回以上はやっているのでA。
- *議員が考えているほど市民の評価を得ているのか。
- *議会報告会は条例の規定以上を開催している。問題は報告する議員の側の資質向上である。
- *議会報告会を年2回以上開催しているのでAとはしたが、その内容等の工夫について追加し、検証を求めるものにすべきである。

(市議会出前講座の実施) 第25条

- *実績が全くないものについて条例に盛り込むべきかどうかも含めて再検討すべきである。
- *市民からの要請に応じてその有する情報を提供するため市議会出前講座を行う条例であるが、要請がないことから実績がないということであり、市民の要請意識がないことになる。したがって、この条文(出前講座)の必要性がないと判断される。
- *出前講座は実施していない。

(情報の公開) 第26条

- * (1)~(5)(7)については基本的に公開がされているが、(6)政務活動費に関する公開は不十分といえる。
- *旅費の実費規定が必要。
- *情報の公開は規定されたものについては、おこなっているが、視察報告については領収の添付を必要としない不透明な事項が残されており、透明性を高める上では緊急に取り組まなくてはならない課題である。

(議会広報の充実) 第27条

- * 委員会報告、一般質問などの報告内容がスペースの制限もあってその内容が十分伝わっていない。
- * 広報については、定例議会ごとに発行しているが、市民に広く読まれてはいない実情がある。改善に着手してはいるが、これからの課題となっている。より親しまれる議会報となるように、技術的な研鑽を積む必要がある。

(政治倫理) 第28条

- * 議員の政治倫理については、倫理条例は制定されたが、議員の中から逮捕者を出したことから大いに反省すべき点がある。特殊な事例としてはいけない、そこからくみ取るべき事情がある。

(議員定数) 第29条

- * 議員の定数について基準がないので難しいと思うが、数でなく質だと考えている。少なくなると市民の意見が反映されないという理由があるが、議会基本条例が確実に実行されれば少数精鋭でよい。
- * 定数の見直し時期の項目を追加したらどうか。例えば、改選の度に議論するのではなく、二期に一度検討するとしてはどうか。
- * 議員定数については、改選以来全く手をつけておらず、議会がどうあるべきか、それにふさわしい議員定数はいくらかなど、めざすべき議会像と共に全議員が真摯に考えていくべき課題である。

(議員報酬) 第30条

- * 報酬は、改選以来議会としてもほとんど議論がされておらず、議会としての考え方を明確にする必要がある。

(政務活動費) 第31条

- * 現状は市の「出張旅費規定」を準用しているため、旅費は実費で領収書添付が義務付けられているが、宿泊費・食費は一切の領収書がいない。
- * 市議会には独自に情報開示が求められる重要な事項であるにも関わらず、一部会派は市の「出張旅費規定」の準用をあくまで主張する。
- * 実費主義で領収書の添付に不都合があるのか不明だが、市民的には明確にするよう主張する声強い。
- * 同時に政務活動費の成果レポートを添付し公開する。
- * 政務活動費についても議会としての考え方が話し合われておらず、報酬とともに一定の方向を見いだす必要がある。

(議会事務局) 第32条

- * 議会事務局はその人事が市長部局と一体になっており、改善の必要がある。特に法務部門の強化は一層の努力が必要である。

(議会図書室) 第33条

- * 必要な書籍を年次的に整備を進め図書室らしくすることも大事。
- * 議会図書室の機能の充実と役割をもっと明確にする。
- * 例えば議会情報だけでなく市政の情報公開の窓口として位置づけるとともに、図書館との関連と機能の共有など、新しい「議会図書室」の機能を充実・確立する。
- * 議会図書室は、単なる議会の倉庫としか思えない状況であり、今後さらなる改善が必要である。中央図書館との連携や市民が気軽に利用できる図書館機能も過去の資料整備なども必要である。

その他

- * 全員協議会の法的位置づけを明確にすべきである。
- * 基本条例制定後、想定していなかった事項について必要な限りで条例に盛り込むべきである。
- * 質問内容が漠然としていて、答えにくいところが多々ある。客観的判断ができない質問もあり答えづらいところも多々ある。
- * 議会の「開かれた議会」の改革において、議長・副議長の選出状況が公開されていない。公開できる体制づくりが必要。
- * 一年生議員と多年生議員との知識・認識の違いが大きく、追いつくための勉強会が今後必要と感じる。